

平成 28 年度
一橋大学経済研究所 共同利用・共同研究拠点事業
公募要領

一橋大学経済研究所は、文部科学大臣より「日本及び世界経済の高度実証分析」拠点に認定されております。政府統計マイクロデータの利用環境の整備を中心に、データ・アーカイブの整備・拡充と統計分析手法の開発に基づいた実証研究を基盤としつつ、理論と実証の相乗的な研究成果を包括した制度・政策研究の進展、産官学・国際機関との幅広い連携に基づいた国際的な共同研究拠点の形成を目指しています。

この目標を推進するために、当研究所は、共同利用・共同研究拠点事業の一環として、I. プロジェクト研究、II. 政府統計匿名データ利用促進プログラム、への公募を行います（なお、連携型プロジェクト研究(京都大学)、及び参加公募の公募書類は別途用意しています）。各事業の応募要領は、下記の通りです。

I. プロジェクト研究

1. 定義

プロジェクト研究とは、経済学に係る特定の課題について、所外の研究者が、本研究所の研究資源を基盤に実施する研究活動である。

2. 応募資格

大学・研究機関の研究者又はこれに相当する者。研究分担者には、大学院生を含めることができる。なお、過去2年度内に本事業に採用された研究代表者は代表者として応募できない。

3. 募集件数

15件程度。

4. 研究助成額

プロジェクト研究一件当たり100万円を上限に、研究実施に必要な経費(消耗品費、旅費、謝金、会場使用料、印刷費、その他)で、本学会計基準に基づき、本研究所での予算執行が可能な経費を助成する。なお、本助成金の予算執行及び管理は、本研究所が行う。審査の結果、助成される経費が、申請額より増減する場合がある。(研究費の性質上、パソコン・タブレット端末及びその周辺機器、その他の情報処理・通信機器には支出できません)

5. 研究期間

研究計画採択日から平成29年3月31日まで。原則として延長は認めない。

6. 研究課題

本研究所は、平成28年度における共同利用・共同研究拠点としての具体的な活動目標として、(1)政府統計マイクロデータを用いた経済分析^(注1)、(2)マイクロデータを用いた企業・物価・家計、労働・教育・少子化、または年金・税制に関する経済研究、(3)高頻度の資産価格データを用いた実証研究、(4)国際比較可能な歴史・産業統計の作成、(5)規範経済学理論の基礎的研究という5つの研究分野における共同研究の推進を掲げている。プロジェクト研究の課題は、これら5研究分野において、本研究所が特に注力している研究課題^(注2)に沿ったものであることが望ましい。

※注1 政府統計マイクロデータの利用に当たっては、所管官庁が定める資格要件を満たし、利用の可否について確認をしておく必要がある。本研究分野で申請を行う者は、この点に留意されたい。なお、データ利用の際にはオンサイト施設も利用可能である。詳細は実施要領を参考のこと。

※注2 その具体的な内容は、本研究所大型研究プロジェクト特別サイト(<http://www.ier.hit-u.ac.jp/Japanese/project/projects.html>)を参考のこと。

7. 研究組織

研究組織は、研究代表者と研究分担者で構成される。研究代表者は、研究組織を代表してプロジェクト研究の申請を行い、研究実施の中核的役割を担い、かつ研究期間終了後に研究組織の活動内容について本研究所に報告を行う者である。なお、本研究所の教員(一橋大学経済研究所に所属する常勤の教授・准教授・専任講師・助教及び特任教員を指す)は、研究代表者になることができない。研究分担者は、研究代表者と共にプロジェクト研究を遂行する者であり、本研究所の教員を含むことが望ましい。

8. 研究成果

研究組織の構成員がその成果を発表する場合は、本研究助成を受けて行ったものであることを謝辞にて明記せねばならない(邦文例: 本研究は一橋大学経済研究所 共同利用・共同研究拠点事業の助成を受けたものである。英文例: This research was supported by the Joint Usage and Research Center, Institute of Economic Research, Hitotsubashi University.)。

9. 成果報告

研究代表者は、研究期間終了後1カ月以内に、本研究所が指定する様式の成果報告書を、印刷物及びPDFファイルで各1部ずつ提出しなければならない。成果報告書の一部は、本研究所WEBサイト上で公開されることがある。

10. 申請方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、研究申請者により印刷・捺印された申請書1部をスキャンした上で電子ファイルとして、下記のアドレスに電子メールで提出すること。なお、

受付が完了した場合は、その旨メールで返信する。申請したにも関わらず受信完了メールが届かない場合は一橋大学経済研究所秘書室プロジェクト研究担当係(042-580-8382)まで連絡すること。

Eメール : kyodo-riyou@ier.hit-u.ac.jp

11. 応募締切日

平成28年2月1日必着

12. 採否

共同利用・共同研究委員会の審査を経て採否を決定し、平成28年3月下旬までに申請者に通知する。なお、採択課題の代表者は、プロジェクト開始前に、本研究所に対し「一橋大学経済研究所 共同利用・共同研究拠点事業の使用にあたっての誓約書」を提出する必要がある。

Ⅱ. 政府統計匿名データ利用促進プログラム

1. 趣旨

本プログラムは、一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センターが提供窓口である政府統計匿名データの若手研究者による利用促進を図るため、下記の応募資格及び条件を満たす者に助成を行うものである。

2. 応募資格・条件

- (1)常勤研究者を志望する 40 歳未満の者^(注1)または大学院生^(注2)であること
- (2)社会科学統計情報研究センターへの匿名データの利用申出が初めてであること
- (3)匿名データ利用に関する正式申出が完了していること
- (4)応募後、匿名データの受取日までに行うべき匿名データ利用の手続きを完了させること
- (5)匿名データは来所して直接受け取ること^(注3)

※注 1 個人の申請に限る。また、過去の研究実績など自己推薦を必要とする。

※注 2 個人の申請に限る。また、研究を指導する立場にある教員からの推薦を必要とする。

※注 3 所要時間は利用上の注意事項の説明なども含めて 1 時間程度を予定。

3. 社会科学統計情報研究センター提供データ

現在、社会科学統計情報研究センターが提供可能な政府統計匿名データは、下記の通りである。

- (1)住宅統計調査(平成 5 年)及び住宅・土地統計調査(10 年, 15 年)
- (2)就業構造基本調査(平成 4 年, 9 年, 14 年)
- (3)社会生活基本調査
 - 調査票 A (生活時間編/生活行動編) (平成 3 年, 8 年, 13 年, 18 年)
 - 調査票 B (生活時間編) (平成 13 年, 18 年)
- (4)全国消費実態調査(平成元年, 6 年, 11 年, 16 年)
- (5)労働力調査(平成元年 1 月~平成 23 年 12 月)
- (6)国勢調査 (平成 12 年, 17 年)

4. 募集件数

10 件程度。

5. 研究助成額

申請一件当たり 10 万円を上限に、(1)匿名データの受取り等を目的とした当研究所への来所や匿名データを用いた研究成果の学会報告等の為の旅費、(2) (独) 統計センターに支払う匿名データ利用手数料などの消耗品費及び(3)印刷費を対象に、本学会計基準に基づき、本研究所での予算執行が可能な経費を助成する。なお、本助成金の予算執行及び管

理は、本研究所が行う。(ただし研究費の性質上、パソコン・タブレット端末及びその周辺機器、その他の情報処理・通信機器には支出できません)

6. 助成期間

採択日から平成29年3月31日まで。

7. 研究成果

研究成果を発表する場合は、本プログラムの助成を受けて行ったものであることを謝辞にて明記せねばならない(邦文例: 本研究は一橋大学経済研究所 共同利用・共同研究拠点事業の助成を受けたものである。英文例: This research was supported by the Joint Usage and Research Center, Institute of Economic Research, Hitotsubashi University.)。

8. 成果報告

助成期間終了後1カ月以内に、助成期間終了時点までの研究の進捗状況について、本研究所が指定する様式の成果報告書を、印刷物及びPDFファイルで各1部ずつ提出しなければならない。成果報告書の一部は、本研究所WEBサイト上で公開されることがある。

9. 申請期間

平成28年9月30日まで。

10. 申請方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、研究申請者により印刷・捺印された申請書をスキャンした上で、電子ファイルとして下記アドレスに電子メールで提出すること。なお、捺印された申請書原本は、匿名データ受け取りの際に提出すること。申請前になされる匿名データの利用相談において、本プログラムへの応募の意思を公的統計マイクロデータ利用窓口へ表明すること。

Eメール: micro@ier.hit-u.ac.jp

受付が完了した場合は、その旨メールで返信する。申請したにも関わらず受信完了メールが届かない場合は社会科学統計情報研究センター資料室(042-580-8391)まで連絡すること。

11. 採否

共同利用・共同研究委員会の審査を経て採否を決定し、随時連絡する。なお、採択課題の代表者は、プロジェクト開始前に、本研究所に対し「一橋大学経済研究所 共同利用・共同研究拠点事業の使用にあたっての誓約書」を提出する必要がある。

12. 備考

あらかじめ「匿名データ利用の手引」を熟読し、匿名データ利用手続きについても十分把握しておくこと。

以上